

農地利用最適化交付金事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成28年 3月29日付け27経営第3278号

最終改正 平成29年 3月28日付け28経営第3215号

第1 趣旨

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るためには、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）を推進する必要があります。また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」といいます。）が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられたところです。

以上を踏まえ、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、この要綱の定めるところにより、農地利用最適化交付金事業を実施します。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、新制度に移行した農業委員会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会法第8条第1項の規定により任命された委員（以下「農業委員」といいます。）をもって組織された農業委員会をいいます。以下同じです。）とします。

第3 事業の内容

農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の手当又は報酬の財源として交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の4月1日（事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日）から3月31日までとします。

1 活動実績に応じた交付金

- （1）農地利用の最適化に向けた次に掲げる活動を実施した農業委員会を対象に、予算総額の3割の範囲内で交付金（以下「活動実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

農業者の経営に対する意向等の把握並びに当該意向等を踏まえた農地の出し手及び受け手との調整活動等（集落座談会及び相談会への出席等を含みます。）

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

農地の利用状況調査（農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する利用状況調査をいいます。）及び遊休農地所有者に対する相談活動等

ウ 農地中間管理機構との連携活動

農地中間管理機構の担当者との打ち合わせ等

エ 新規参入の促進活動

新たに農業経営を営もうとする者への農地のあっせん活動等

オ アからエまでの活動に必要な会議（活動の報告、情報の共有並びに活動及び成果の実績の取りまとめ等を行うための会議とします。ただし、総会及び部会並びにこれらに付随して実施する会議を除きます。）その他農地利用の最適化に必要な活動

(2) 活動実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに次の計算方法により得られる額を上限とします。

$$\text{上限額（円）} = \text{農業委員及び推進委員の人数} \times 6 \text{ 千円} \times 12 \text{ 月}$$

(3) (2) の「農業委員及び推進委員の人数」については、第4の1の(1)の農地利用最適化交付金事業実施計画の提出時点において現に在任している農業委員及び推進委員の人数とします。ただし、当該農地利用最適化交付金事業実施計画の提出時点において農業委員会法第8条第1項の規定による農業委員の任命又は農業委員会法第17条第1項の規定による推進委員の委嘱が未了の場合には、農業委員の人数はその任命の日に、推進委員の人数はその委嘱の日に、それぞれ在任する人数とします。

(4) (2) の「12月」については、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日の属する月から事業実施年度の3月までの月数とするものとします。

(5) 各農業委員会における(2)の上限額の合計が、国全体の予算総額の3割に相当する額を超えた場合には、次の計算方法により、事業を実施する全ての農業委員会の上限額を調整するものとします。

$$\text{調整後の上限額（円）} = \text{(2) の上限額} \times \text{予算総額の3割に当たる額} \\ \div \text{(2) の上限額の合計}$$

2 成果実績に応じた交付金

(1) 農地利用の最適化に向けた活動の実施により、次に掲げる成果を上げた農業委員会を対象に、予算の範囲内で交付金（以下「成果実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。

ア 担い手への農地集積

イ 遊休農地の発生防止・解消

(2) 成果実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに次の計算方法により得られる額とします。

$$\begin{aligned} \text{算定額（円）} &= \text{農業委員及び推進委員の人数} \times 14\text{千円} \times 12\text{月} \\ &\quad \times (\text{別添による評価点} \div 9\text{点}) \end{aligned}$$

(3) (2) の「農業委員及び推進委員の人数」については、1の(3)の人数とします。

(4) 各農業委員会における(2)の算定額の合計が、交付可能な予算額を超えた場合には、次の計算方法により、事業を実施する全ての農業委員会の算定額を調整するものとします。

$$\begin{aligned} \text{調整後の算定額（円）} &= (\text{2)の算定額} \times \text{交付可能な予算額} \\ &\quad \div (\text{2)の算定額の合計} \end{aligned}$$

(5) 成果実績に応じた交付金は、第4の3の(2)の都道府県農地利用最適化交付金活動状況報告書により、事業実施年度の4月1日から12月末日までの間に農地利用の最適化に向けた活動を実施していることが確認できた場合に交付するものとします。

(6) (2) の「12月」については、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日の属する月から事業実施年度の12月までの月数とするものとします。

(7) (1) のア及びイの成果を上げるため、農業委員会は、農地中間管理機構との連携や新規参入の促進に積極的に取り組むものとします。

第4 事業の実施

1 活動実績に応じた交付金に係る事業実施計画の作成及び承認の手続

(1) 活動実績に応じた交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第1号。以下「農業委員会事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出して下さい。

- (2) 事業実施年度内に農業委員会法第8条第1項の規定による農業委員の任命が行われる予定である農業委員会は、当該任命の前であっても、農業委員及び推進委員の定数が条例で定められた場合には、当該定数を農業委員及び推進委員の人数とみなして農業委員会事業計画を作成し、都道府県知事に提出することができるものとします。この際、農業委員会事業計画「新制度移行時期」については、農業委員の任命予定日の属する月を記載して下さい。
- (3) 新制度に移行した農業委員会は、推進委員の委嘱が未了であっても、推進委員の定数を推進委員の人数とみなして農業委員会事業計画を作成し、都道府県知事に提出することができるものとします。
- (4) 都道府県知事は、農業委員会事業計画について必要な調整を行った上で、当該農業委員会事業計画の内容が本要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第2号。以下「都道府県事業計画」といいます。）を作成し、農業委員会事業計画を添えて、地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいいます。以下同じです。）へ承認の申請をして下さい。
- (5) 地方農政局長等は、(4)により提出された都道府県事業計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、農業委員会が第6に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該都道府県事業計画を承認するものとします。
- (6) 都道府県知事は、(5)により承認を受けたときは、速やかに農業委員会会長に対して、その旨の通知を行って下さい。
- (7) 農業委員会事業計画又は都道府県事業計画について、次の変更が生じた場合には、(1)及び(4)から(6)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けて下さい。
- ア 事業を実施する農業委員会の変更（農業委員会の分置又は統合による変更を除く。）
 - イ 農業委員若しくは推進委員の人数又は新制度移行時期の修正（第4の1の(2)又は(3)の規定により農業委員会事業計画を提出した場合であって、農業委員会事業計画に記載した農業委員若しくは推進委員の定数と第3の1の(3)の農業委員若しくは推進委員の人数に差が生じた場合又は農業委員会事業計画に記載した農業委員の任命予定日の属する月と実際の農業委員の任命の日の属する月に差が生じた場合の修正をいいます。）

2 成果実績に応じた交付金に係る成果実績報告の作成の手続

- (1) 成果実績に応じた交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金成果実績報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会成果報告」といいます。）を作成し、1月15日までに都道府県知事に提出して下さい。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会成果報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県成果報告」といいます。）を作成し、農業委員会成果報告を添えて、1月末日までに地方農政局長等に提出して下さい。

3 事業実施状況の報告

- (1) 農業委員会会長は、毎年度、第3四半期の末日までの農地利用の最適化に向けた活動の状況について農地利用最適化交付金活動状況報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会活動状況報告」といいます。）を作成し、1月15日までに都道府県知事に提出して下さい。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会活動状況報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金活動状況報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県活動状況報告」といいます。）を作成し、農業委員会活動状況報告を添えて、1月末日までに地方農政局長等に提出して下さい。

4 事業完了報告

- (1) 農業委員会会長は、毎年度、事業が完了したときは、農地利用最適化交付金事業完了報告書（別紙様式第1号。以下「農業委員会完了報告」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出して下さい。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会完了報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金事業完了報告書（別紙様式第2号。以下「都道府県完了報告」といいます。）を作成し、農業委員会完了報告を添えて、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等に提出して下さい。

第5 国及び都道府県による交付

1 国の交付

国は、予算の範囲内において、都道府県に対して交付金を交付します。

2 都道府県の交付等

- (1) 事業を実施する農業委員会を置く市町村は、都道府県が定めるところにより、都

道府県に対して交付の申請をして下さい。

- (2) 都道府県は、事業を実施する農業委員会を置く市町村からの申請に基づき、第3の1及び2に規定する国の配分基準に準じて、国から交付された交付金を財源として当該市町村に交付金を交付するものとします。ただし、農地利用の最適化の推進に資する観点から、管内の全ての農業委員会と調整を行い、かつ、地方農政局長等の指導及び助言を受けた上で、各都道府県において別に配分基準を定めた場合には、この限りではありません。

第6 事業実施の要件

農業委員会事業計画の提出時点において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることを事業実施の要件とします（平成28年度から平成30年度までにおいては、事業実施年度内に当該指針を作成する旨を記載した計画書（別紙様式第5号。以下「指針作成計画書」といいます。）を農業委員会事業計画に添付して提出することにより、本要件を満たすものとみなします。）。

第7 事業実施における留意事項

- (1) 農業委員会は、活動実績に応じた交付金により手当又は報酬が支払われる農業委員及び推進委員について、活動年月日、活動時間及び活動内容を把握し、活動管理簿を作成するものとします。
- (2) 農業委員会は、別添の1の(2)の農業委員会の活動による農地集積面積の把握に際しては、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、確認するものとします。
- (3) 交付金の交付を受けた市町村は、農業委員及び推進委員各人の農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて手当又は報酬を支払うよう努めるものとします。また、市町村は、本事業が農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、農業委員及び推進委員の手当又は報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう努めるものとします。

第8 交付金の返還等

- (1) 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合及び農業委員会成果報告、都道府県成果報告、農業委員会完了報告、都道府県完了報告又は指針作成計画書の内容に虚偽又は誤び

ゆうがあった場合は、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

(2) 都道府県は、国から(1)に基づく交付金の返還命令があった場合は、交付金を交付した市町村に対し、交付金を返還させる措置を講じるものとします。

(3) 本事業の終了後において、市町村から交付金の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付して下さい。

第9 証拠書類の保管

農業委員会は、本事業に関する証拠書類及び証拠物並びに交付に関する書類を当該事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管して下さい。

第10 関係機関との連携

都道府県及び農業委員会は、本事業の実施に当たり、市町村、農地中間管理機構及び農業委員会ネットワーク機構等の関係機関と密接に連携し、本事業を効果的に推進するよう努めるものとします。

第11 報告及び検査

国は、本事業の適正かつ適切な実施のため、都道府県、市町村及び農業委員会に対し、必要な事項の聴取、現地への立入調査及び是正のために必要な指導を行うことができるものとします。また、これらの措置を行っても改善が図られない場合には、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

第12 個人情報 の安全管理

農業委員会は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じて下さい。

附 則 (平成28年3月29日付け27経営第3278号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則 (平成29年3月28日付け28経営第3215号)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行します。

2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、平成28年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

別添（第3関係）

農業委員会の成果実績については、次に掲げる指標により評価するものとし、1及び2の点数の合計を評価点とします。

1 担い手への農地集積

(1) 平成26年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率*が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）となったことのある市町村の農業委員会	
ア 事業実施年度における農地集積率が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）であった市町村の農業委員会	7点
イ アに該当しない市町村の農業委員会	0点
(2) (1) に該当しない市町村の農業委員会	
農業委員会の活動による農地集積面積*について、単年度集積基準面積*に対する達成度*を評価します。	
ア 達成度が <u>130%</u> 以上である市町村の農業委員会	13点
イ 達成度が <u>120%</u> 以上である市町村の農業委員会	11点
ウ 達成度が <u>110%</u> 以上である市町村の農業委員会	9点
エ 達成度が <u>100%</u> 以上である市町村の農業委員会	7点
オ 達成度が <u>90%</u> 以上である市町村の農業委員会	6点
カ 達成度が <u>80%</u> 以上である市町村の農業委員会	5点
キ 達成度が <u>70%</u> 以上である市町村の農業委員会	4点
ク 達成度が <u>60%</u> 以上である市町村の農業委員会	3点
ケ 達成度が <u>50%</u> 以上である市町村の農業委員会	2点
コ 達成度が <u>40%</u> 以上である市町村の農業委員会	1点
サ アからコまでに該当しない市町村の農業委員会	0点

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率*が1%以下となったことのある市町村の農業委員会	
ア 事業実施年度の当年における遊休農地率が1%以下であった市町村の農業委員会	7点
イ アに該当しない市町村の農業委員会	0点
(2) (1) に該当しない市町村の農業委員会	
遊休農地の解消面積*について、単年度解消目標面積*に対する達成度*を評価します。	
ア 達成度が <u>130%</u> 以上である市町村の農業委員会	13点
イ 達成度が <u>120%</u> 以上である市町村の農業委員会	11点
ウ 達成度が <u>110%</u> 以上である市町村の農業委員会	9点
エ 達成度が <u>100%</u> 以上である市町村の農業委員会	7点
オ 達成度が <u>90%</u> 以上である市町村の農業委員会	6点
カ 達成度が <u>80%</u> 以上である市町村の農業委員会	5点
キ 達成度が <u>70%</u> 以上である市町村の農業委員会	4点
ク 達成度が <u>60%</u> 以上である市町村の農業委員会	3点
ケ 達成度が <u>50%</u> 以上である市町村の農業委員会	2点
コ 達成度が <u>40%</u> 以上である市町村の農業委員会	1点
サ アからコまでに該当しない市町村の農業委員会	0点

(注) 事業実施年度の前年又は当年において農地の利用状況調査を全域完了していない(立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。)市町村の農業委員会にあっては、達成度にかかわらず、上記サに該当するものとします。

3 用語の定義

※印を付した用語の定義については、次のとおりとします。

- (1) 「農地集積面積」とは、各市町村における、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知）別紙2に定める農地利用集積の対象となる担い手（以下「担い手」といいます。）がその耕作の事業に供している農地の面積（各年度12月末日時点）とします。
- (2) 「農地集積率」とは、各市町村における、各年度の農地集積面積を、各年の耕地面積（耕地及び作付面積統計（農林水産省）の耕地面積をいいます。ただし、特別区にあっては、農地台帳に記録された農地の合計面積とします。（4）において同じです。）で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の農地集積率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直前に公表された耕地面積を用いるものとします。
- (3) 「農業委員会の活動による農地集積面積」とは、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間において、農業委員会の活動による成果として、担い手へ利用集積された農地の面積とします。ただし、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会においては、農業委員の任命の日から事業実施年度の12月末日までの期間とします。
- (4) 「単年度集積基準面積」とは、各市町村における平成26年3月末日時点の農地集積率に2.5を乗じた率（ただし、90%（北海道の市町村にあっては、95%とします。）を上限とします。また、10%に満たない場合には10%とします。）に平成25年の耕地面積を乗じて得た面積から、平成26年3月末日時点の農地集積面積を減じ、10年で除して得た面積に0.5を乗じて得た面積とします。
- (5) 担い手への農地集積の評価における「達成度」とは、農業委員会の活動による農地集積面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会においては、1の（2）の下線を付した達成度の基準について、当該基準に、第3の2の（6）の月数を12月で除して得た係数を乗じて得た基準とします。なお、基準となる数値は、小数点第1位を四捨五入することとします。
- (6) 「遊休農地面積」とは、各市町村における、各年の利用状況調査により把握した農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地（以下それぞれ「1号遊休農地」及び「2号遊休農地」といいます。）の面積とします。

- (7)「遊休農地率」とは、各市町村における、各年の遊休農地面積を、各年の耕地面積に1号遊休農地の面積を加えた面積（特別区にあつては、農地台帳に記録された農地の合計面積とします。）で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の当年の遊休農地率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直近に公表された耕地面積を用いるものとします。
- (8)「遊休農地の解消面積」とは、各市町村における、事業実施年度の前年の遊休農地面積から、事業実施年度の当年の遊休農地面積を減じて得た面積とします。また、「事業実施年度に新制度に移行した農業委員会における解消面積」とは、遊休農地の解消面積に、第3の2の(6)の月数を12月で除して得た係数を乗じて得た面積とします。
- (9)「単年度解消目標面積」とは、各市町村における平成27年の遊休農地面積から、平成27年の耕地面積に平成27年の1号遊休農地面積を加えた面積（特別区にあつては、平成27年の農地台帳に記録された農地の合計面積とします。）の1%に当たる面積を減じ、5年で除して得た面積とします。
- (10) 遊休農地の発生防止・解消の評価における「達成度」とは、遊休農地の解消面積を、単年度解消目標面積で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会においては、2の(2)の下線を付した達成度の基準について、当該基準に、第3の2の(6)の月数を12月で除して得た係数を乗じて得た基準とします。なお、基準となる数値は、小数点第1位を四捨五入することとします。

別紙様式第1号（第4関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇 印

平成〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年〇月〇日付け27経営第 号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）に基づき、農地利用最適化交付金事業実施計画を提出します。

注）事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第4の1の（1）」に基づき、農地利用最適化交付金事業実施計画を「第4の4の（1）」に基づき、農地利用最適化交付金事業完了報告書」として下さい。

平成○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）

○○農業委員会

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び推進委員の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数

農業委員及び推進委員の人数	農業委員の人数	推進委員の人数	新制度移行時期	3月までの月数
	人	人		

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

エ 新規参入の促進活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

オ その他

時期	活動日数	活動内容
	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 平成□年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（平成□年12月末日時点）

耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
ha	ha	%

イ 遊休農地面積（平成□年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

(2) 平成○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（平成○年12月末日時点）

耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積
ha

ウ 遊休農地面積（平成○年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

注意事項

- (1) 1の(2)のア～オの活動については、各項目間で重複がないように記入して下さい。
- (2) 2の各項目については、別添の3の用語の定義を踏まえて記入して下さい。数値は、小数点第

2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。なお、市町村の区域を2以上に分けて置かれている農業委員会では、市町村全域の数値を記入して下さい。

- (3) 2の(1)のアの農地集積面積については、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会においては、事業実施年3月末日時点の数値を記入して下さい。
- (4) 2の(2)のイについては、別紙様式第3号の別紙の農業委員会の活動による農地集積面積(計)の数値を記入してください。
- (5) 2の(1)のイ及び(2)のウについては、利用状況調査を全域完了していない場合(立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。)には、その旨を記入して下さい。
- (6) 2については、事業実施計画では記入不要です。
- (7) 事業実施計画を提出する際には別紙を、事業完了報告書を提出する際には別紙及び別紙様式第3号の別紙を添付して下さい。

(別紙)

平成〇年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇農業委員会

(単位：円)

項目	総事業費	経費内訳		経費内訳
		うち活動実績に応じた 交付金額	うち成果実績に応じた 交付金額	
合計				
ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動				
イ 遊休農地の発生防止・解消活動				
ウ 農地中間管理機構との連携活動				
エ 新規参入の促進活動				
オ その他				

注意事項

- (1) 成果実績に応じた交付金額については、事業実施計画では記入不要です。
- (2) 経費内訳欄は、事業実施計画又は事業完了報告書に記入した活動に係る経費を「活動日数×単価」の形式で記入し、農業委員と推進委員の内訳についても記入して下さい。
- (3) 単価については、業務の内容に応じ常識を越えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。

別紙様式第2号（第4関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事
〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年〇月〇日付け27経営第 号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（4）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請します。

注）事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第4の1の（4）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請」を「第4の4の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業完了報告書を取りまとめましたので提出」として下さい。

平成○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）

○○都道府県

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び推進委員の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数

農業委員会名	農業委員及び推進委員の人数			新制度移行時期	3月までの月数
		農業委員の人数	推進委員の人数		
	人	人	人	年 月	月
合計	人	人	人		

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

農業委員会名	活動日数
	人日
合計	人日

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 平成□年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（平成□年12月末日時点）

農業委員会名	耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)	備 考
	ha	ha	%	
合計	ha	ha	%	

イ 遊休農地面積（平成□年利用状況調査結果）

農業委員会名	耕地面積 (A)	遊休農地 面積(B)	遊休農地		遊休農地率 (B/(A+C))
			1号遊休 農地(C)	2号遊休 農地(D)	
	ha	ha	ha	ha	%
合計	ha	ha	ha	ha	%

(2) 平成○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（平成○年12月末日時点）

農業委員会名	耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
	ha	ha	%
合計	ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積面積	備 考
	ha	
合計	ha	

ウ 遊休農地面積（平成○年利用状況調査結果）

農業委員会名	耕地面積 (A)	遊休農地 面積(B)	遊休農地		遊休農地率 (B/(A+C))
			1号遊休 農地(C)	2号遊休 農地(D)	
	ha	ha	ha	ha	%
合計	ha	ha	ha	ha	%

注意事項

- (1) 1の(2)については、農業委員会ごとに、別記様式第1号の1の(2)のア～オの活動日数を合計して記入して下さい。
- (2) 2の(1)のアについては、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会においては、備考欄に「平成○年3月末日時点」と記入して下さい。
- (3) 2の(2)のイについては、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会においては、備考欄に農業委員の任命の日を「平成○年○月○日から」と記入して下さい。
- (4) 2については、事業実施計画では記入不要です。
- (5) 事業実施計画及び事業完了報告書を提出する際には別紙を添付して下さい。

(別紙)

平成○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

○○都道府県

(単位：円)

項目	総事業費	うち活動実績 に応じた交付 金額	うち成果実績 に応じた交付 金額
合計			
ア 担い手への農地集積・集約化の 推進活動			
イ 遊休農地の発生防止・解消活動			
ウ 農地中間管理機構との連携活動			
エ 新規参入の促進活動			
オ その他			

注意事項

成果実績に応じた交付金額については、事業実施計画では記入不要です。

別紙様式第3号（第4関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇 印

平成〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年〇月〇日付け27経営第 号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（1）及び3の（1）に基づき、農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書を提出します。

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書

○○農業委員会

1 成果実績報告

(1) 平成□年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（平成□年12月末日時点）

耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
ha	ha	%

イ 遊休農地面積（平成□年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

(2) 平成○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（平成○年12月末日時点）

耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積
ha

ウ 遊休農地面積（平成○年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

(3) 農地利用の最適化の進捗状況（遊休農地面積）

平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積(A)	平成○年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積(B)	遊休農地の解消面積 (A-B)	事業実施年度に新制度に移行した農業委員会における解消面積
ha	ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

エ 新規参入の促進活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

オ その他

時期	活動日数	活動内容
	人日	

注意事項

- (1) 別記様式第1号に準じて記入して下さい。
- (2) 1の(2)のイについては、別紙の農業委員会の活動による農地集積面積（計）の数値を記入して下さい。

(別紙)

農業委員会の活動による農地集積面積（平成〇年1月1日から平成〇年12月末日まで）

〇〇農業委員会

月	農業委員会の活動による農地集積面積	農業委員及び推進委員の氏名	備考
1	ha		
2	ha		
3	ha		
4	ha		
5	ha		
6	ha		
7	ha		
8	ha		
9	ha		
10	ha		
11	ha		
12	ha		

農業委員会の活動による農地集積面積(計)	ha
----------------------	----

注意事項

- (1) 農業委員会の活動による農地集積面積欄には、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、農業委員会の活動によって担い手へ利用集積された農地面積を記載してください。
- (2) 農業委員及び推進委員の氏名欄には、農地集積面積欄に記載された農地集積面積に対して関与した農業委員及び推進委員の氏名を記載してください。
- (3) 備考欄には、農業委員会の活動による農地集積面積が生じた要因を簡潔に記載してください。

別紙様式第4号（第4関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事
〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年〇月〇日付け27経営第 号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（2）及び3の（2）に基づき、農業委員会が作成した成果実績報告書及び活動状況報告書を取りまとめましたので提出します。

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書

○○都道府県

1 成果実績報告

(1) 担い手への農地集積

ア 農地集積率

農業委員会名	平成□年度（事業実施年度の前年度）の農地集積率	平成○年度（事業実施年度）の農地集積率
	%	%

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積面積	備考
	ha	
合計	ha	

(2) 遊休農地の発生防止・解消

ア 遊休農地率

農業委員会名	平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地率	平成○年（事業実施年度の当年）の遊休農地率
	%	%

イ 遊休農地面積

農業委員会名	平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積(A)	平成○年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積(B)	解消面積(A-B)	事業実施年度に新制度に移行した農業委員会における解消面積
	ha	ha	ha	ha
合計	ha	ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

農業委員会名	活動日数
	人日
合計	人日

注意事項

- (1) 1の(1)のイについては、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会においては、備考欄に農業委員の任命の日を「平成〇年〇月〇日から」と記入して下さい。
- (2) 2については、農業委員会ごとに、別記様式第3号の2のア～オの活動日数を合計して記入して下さい。

別紙様式第5号（第6関係）

年 月 日

指針作成計画書

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇 印

農地利用最適化交付金事業の実施に当たり、下記のとおり報告します。

記

農業委員法第7条の指針については、平成〇年〇月までに作成します。